

制 定	平成 15 年 5 月 23 日
改 定	平成 25 年 4 月 4 日

消 防 計 画

社会福祉法人 宮前福祉会 宮前保育園

共同防火管理〔 非該当 〕

第 1 章 目的及びその適用範囲等について

1. 目的

この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、宮前保育園の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。及び、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）の規定に基づき、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

1. この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である次の部分及び出入りするすべての者に適用する。
 - (1) 当該管理権原の及び範囲は、宮前保育園敷地内部分とする。
 - (2) 宮前保育園に勤務し、出入りするすべての者。

第 2 章 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1. 管理権原者

1. 管理権原者は、宮前保育園の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
2. 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
3. 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成、または変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
4. 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2. 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

1. 消防計画の作成及び変更
2. 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
3. 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

建物	基礎部、外壁、内装、天井、野外階段
避難施設	階段、避難口
電気設備	変電設備、分電盤
火気を使用する設備器具	給湯設備、ガス設備
消防用設備等	消火器、移動式粉末消火設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯

4. 消防用設備等の法定点検・整備及び立ち会い
5. 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立
6. 火気の使用、取り扱いの指導、監督
7. 職員等に対する防火教育の実施
8. 防火管理業務従事者に対する指導、監督
9. 管理権原者への提案や報告
10. 放火防止対策の推進

第3章 消防機関との連絡等

1. 消防機関への報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者
防火管理者選解任の届出	防火管理者を定めた時、又は、これを解任した時	管理権原者
消防計画作成変更の届出	消防計画作成時、又は次の事項を変更した時 a. 管理権原者又は防火管理者の変更 b. 自衛消防組織の大幅な変更 c. 用途の変更、増改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更	防火管理者

訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施する時	防火管理者
禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みの禁止場所において、これらの行為を行おうとするとき	防火管理者の確認を受けた後に申請又は報告する。
消防用設備等点検結果の報告	1年に1回	防火権原者
防火対象物定期点検結果の報告	1年に1回	防火権原者
その他消防用設備等の設置届出	自動火災報知設備を増設、改設、移設したとき	管理権原者

2. 防火管理維持台帳の整備

防火権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに一括取りまとめて防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第4章 火災予防上の点検・検査

1. 日常の火災予防

1. 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防を行う担当者」と日常の注意事項のとおりとする。
2. 別表1は、職員等に配布し、さらにグループ・ウェアに掲示する。
3. 防火管理者は、定期的に担当者に質問し、担当者の任務の確認を行う。

2. 自主的に行う検査・点検

火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

- (1) 日常的に行う検査は、別表2自主検査チェック表(日常)「火気関係」(一日1回)及び別表自主点検チェック表(日常)「閉鎖障害等」(一日2回)に基づき、厨房火元責任者がチェックする。
- (2) 定期的に行う検査は、別表4自主検査チェック表(定期)に基づき、火元責任者がチェックする。実施時期は4月と9月の年2回とする。

3. 防火対象物及び消防用設備等の法定点検

1. 消防用設備等の法定点検は大沢防災株式会社に委託して行う。
2. 防火管理者は、消防用設備等の点検実施に立ち会わなければならない。
3. 建築基準法に定める定期調査を行い、建物の維持管理に努めるものとし、防火権原者は、定期調査に実施時に立ち会わなければならない。

4. 報告等

1. 検査により、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、防火管理者は管理権原者に報告し改修しなければならない。
2. 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

第5章 厳守事項

1. 職員等が守るべき事項（避難施設と防火施設等の管理、火気管理、放火対策等）

1. 全職員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸等の防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
 - (1) 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
 - (2) 階段等への出入口に設けられている扉の開閉をさまたげるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
2. 火気管理等
 - (1) 喫煙管理について常に注意し、基本的には、「施設内禁煙」を呼びかけ、火気設備器具の自主検査と合わせて、喫煙の吸殻の有無を点検する。
 - (2) 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
 - (3) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませないようにする。
3. 防火管理者への連絡、承認事項
 - (1) 次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。
 - (2) 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
 - (3) 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
 - (4) 危険物等を使用するとき
4. 放火防止対策
 - (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
 - (2) 物置、空室、倉庫等の施錠を行う。

- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
- (4) 最終退館者による火気及び施錠の確認を行う。
- (5) 園児の手の届くところにマッチ、ライター、着火器機等を置かない。

2. 防火管理者等が守るべき事項（収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立等）

1. 収容人員の管理

- (1) 防火管理者は、施設の収容能力を把握し、定員を明確化するとともに、園児・利用者の数・氏名等を常時把握する。
- (2) 行事などの開設に伴い、大勢の人員が入館するときは、入館規制を行なうと共に、避難路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。

2. 工事中の安全対策の樹立

- (1) 防火管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行う時は、「工事中の消防計画」を消防機関に届けなければならない。
 - ① 増築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をした時
 - ② 消防用設備等の増設等の工事を伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼす時
 - ③ 工事人の遵守事項
 - ④ 防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。
 - ⑤ 溶接、溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
 - ⑥ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場合以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - ⑦ 工事場所ごとに火気の取り扱い責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。
 - ⑧ 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - ⑨ 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

3. 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (2) 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (3) その他必要と認められる事項

4. その他

1. 防火戸の閉鎖範囲や閉鎖位置の職員へ別記「避難経路図」に明示する。
2. 別記3「避難経路図1」及び、別記4「避難経路図2」を作成し、グループ・ウェア、更衣室、事務室に掲出する。
3. 防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物、室内装飾品等が防災物品であるかを確認する。

第6章 自衛消防組織等

1. 組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表のとおりとし、この別表は、グループ・ウェア、更衣室、事務室の見やすいところに掲示する。

2. 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準より行動する。

1. 通報・連絡
 - (1) 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話により事務室へ火災の状況を通報するとともに、周囲の者に連絡する。
 - (2) 事務室の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。
 - (3) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
 - (4) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
2. 初期消火
 - (1) 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
 - (2) 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。
3. 避難誘導
 - (1) 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
 - (2) 放送設備を使用して落ち着いて行動するように誘導する。
 - (3) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

4. 安全防護
 - (1) 逃げ遅れた者がいないことを確認する。
 - (2) 空調設備の使用は、中止する。
5. 応急救護
 - (1) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者速やかに運ぶことができるようにする。
 - (2) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
 - (3) 原則として、避難場所に救護所を設置する。
6. 救出、救護
 - (1) 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
 - (2) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3. 自衛消防隊の活動範囲

1. 自衛消防隊の活動範囲は、当該事務所の管理範囲内とする。
2. 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
3. 火災発生場所の付近に危険物等がある場合、できるだけ速やかに移動除去する。危険物等の移動除去等措置がとれない場合には、爆発等の危険性が生じることから消防隊への緊急情報として報告する。

第7章 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 携帯電話 090-2522-4837 防火権原者 窪田嘉代子

1. 休日、夜間に在館者がいる場合

1. 休日、夜間の防火管理体制
休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。
2. 休日、夜間における自衛消防活動
休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

- (1) 通報連絡
火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。
- (2) 初期消火
全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。
- (3) 避難誘導
工事、点検等のため入館者がある場合は、放送設備を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。
- (4) 消防隊への情報提供等
消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

2. 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、警備会社からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火権原者及び防火管理者は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8章 地震対策

1. 日常の地震対策

1. 地震対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
2. 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - (1) ロッカー等の転倒防止措置を行う。
 - (2) 窓ガラスの飛散防止措置及び看板の落下防止措置を行う。
 - (3) 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
3. 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。
 - (1) 備品項目…飲料水、非常用食料、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯用拡声器、救出用資機材
 - (2) 保管場所…各保育室又は事務室

2. 地震後の安全措置

1. 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
2. 出火防止
火気設備器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い、防火管理者はその状況を確認する。
3. 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
4. 地震動終了後、防火管理者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具の点検・検査を別表4自主検査チェック表（定期）にて実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
5. 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
6. 避難通路の確保を行う。

3. 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

1. 情報収集等
通報連絡担当は、テレビ、ラジオにより情報の収集を行う。
2. 救出、救護
 - (1) 救出、救護活動に当たっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - (2) 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。
3. 避難誘導等
避難誘導担当は、従業員の混乱防止に努め、次のことを行う。
 - ① 園児もしくは在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁際など安全な場所で待機させる。
 - ② 園児もしくは在館者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
 - ③ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - ④ 避難誘導は、園児もしくは在館者の先頭と最後尾に職員を配置して行う。
 - ⑤ 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
 - ⑥ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

4. その他

- 1- 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧しようとするときは、次の措置を講じるものとする。
- (1) 工事人に対する教育の徹底
 - (2) 立ち入り禁止区域の指定と職員等に対する周知徹底
 - (3) 避難経路の明確化
 - (4) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対策を講じる。
 - (5) 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行う。
 - (6) 事業再開時には、火気設備等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後、用を再開する。

5. 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は別表 5・6 自衛消防隊の編成と任務に定める任務を行う。

1. 警戒宣言が発せられた場合における保育の実施
原則として、保育活動を中止する。しかし、急を要して保護者の引受けが不可能な場合は、安全を期して、保護者への引渡しを順次実施する。
2. 園児もしくは在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法
放送設備により放送し伝達する
3. 地震による被害の防止措置
 - (1) 地震により火災発生の恐れのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。
 - (2) 被害防止措置の内容
 - ① 窓ガラス等の破損、散乱防止措置
 - ② 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措置
 - ③ 避難通路の確保、非常口の開放等

6. 大規模地震対策

上記、「5. 地震対策」に準じる。

7. 災害対策

上記、「5. 地震対策」に準じる。

第9章 防災教育

1. 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者		
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入職員	採用時	1回	○		
正規職員	4月と9月	2/年、回	○	○	○
	昼礼時	訓練実施時		○	○
有期契約職員	採用時	1回	○		
	昼礼時	訓練実施時		○	○

2. 自衛消防隊員の育成

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

3. 防災教育の内容及び実施方法

防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

- (1) 消防計画について
 - ① 全職員が守るべき事項について
 - ② 火災発生時の対応及び地震、大規模地震、災害等の対応について
 - ③ その他、火災予防上必要な事項
- (2) 防災教育の実施方法
 - ① 新入職員等の採用時の研修期間中に実施する。
 - ② 毎日の昼礼時に合わせて実施する。

第 10 章 訓練

1. 訓練の実施時期等

1. 訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
消火訓練	6月	別記により実施する。訓練指導者は、防火管理者（以下同じ）
通報訓練	6月	別記により実施する。
避難訓練	9月	別記により実施する。
総合訓練	9月	別記により実施する。

2. 訓練の参加者

- (1) 自衛消防隊
- (2) 正職員、有期契約職員の中からできるだけ多くの者

3. 訓練時の安全対策

訓練指導者は、防火管理者とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

4. 訓練実施前

- (1) 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。
- (2) 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。
- (3) 防火管理者は、別紙 1 1 「消防訓練年間計画」に基づき、別表 1 0 「消防訓練実施計画書」の作成をする。

5. 訓練実施時

- (1) 訓練実施時に、使用資機材及び訓練実施等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。
- (2) 訓練指導者は、安全を管理する者、補助者等を指定して、要所に配置するとともに、各操作及び動作の安全を確認すること。

6. 訓練終了後

訓練終了後の使用資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

7. 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表9「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。
- (2) 防火管理者は、訓練終了後、訓練の内容等について、検討会を開催する。なお、出席者については、各担当分野の責任者とする。

以 上

別表 5

自衛消防隊の編成と任務（その1 本部隊）

自衛消防隊本部長 <u>防火権原者 窪田嘉代子</u> （自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）			
自衛消防隊長 <u>防火管理者 河本大輔</u> （自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。）			
自衛消防副隊長 <u>防火管理者 米倉和昭</u> （隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）			
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言発令時・大規模地震警戒宣言発令時・災害発生発令時の組織編成と任務
指揮班	<u>山本裕美</u> <u>望月麻里子</u>	<ol style="list-style-type: none"> 隊長、副隊長の補佐 自衛消防本部の設置 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 その他指揮統制上必要な事項 	<p>情報収集班として編成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 周辺地域の状況を把握する。 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 在館者の調査
通報連絡班	班長： <u>河西悦子</u> <u>松井勇樹</u> <u>横内里奈</u> <u>中山厚志</u>	<ol style="list-style-type: none"> 消防機関への通報並びに通報の確認 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 	
消火班	班長： <u>穂山洋子</u> <u>望月海人</u> <u>前村里香</u> <u>渡辺 健</u>	<ol style="list-style-type: none"> 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 地区隊が行う消火作業への指揮指導 消防隊との連携及び補佐 	<p>点検措置班として編成する。</p> <p>建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。</p>
避難誘導班	班長： <u>小島 信</u> <u>三箇なつき</u> <u>中山厚志</u> 各クラス担任	<ol style="list-style-type: none"> 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 ロープ等による警戒区域の設定 	<p>平常時と同様の編成とする。</p> <p>混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。</p>
安全防護班	班長： <u>保坂 武川</u> <u>浅原 梶原</u>	<ol style="list-style-type: none"> 火災発生地区へ直行し、排煙窓等の開口 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 非常口の開放並びに開放の確認 避難上障害となる物品の除去 逃げ遅れの確認及び本部への報告 	<p>点検措置班として編成する。</p> <p>上記の消火班の任務に同じ。</p>
救護班	<u>平本きく子</u> <u>鷹野きみ子</u> <u>浅原孝嘉</u>	<ol style="list-style-type: none"> 応急救護所の設置 負傷者の応急処置 救急隊との連携、情報の提供 	<p>情報収集班として編成する。</p> <p>上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。</p>
連絡調整係	<u>河本大輔</u> <u>山本裕美</u> <u>浅原孝嘉</u>	<ol style="list-style-type: none"> 保育園が閉園時に災害が起きた時の対応 各家庭との連絡 緊急時に自衛消防隊長の意思決定を周知 	<p>緊急対応班として編成する。</p> <p>災害時保育園を拠点とし、各家庭との連絡と調整及び情報発信を行う。</p>

別表 6

自衛消防隊の編成と任務（その2 地区隊）

地区隊長（担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長（本部）への報告連絡を行う。）		
地区隊の編成（平常時）		
1階 地区隊長	通報連絡担当 松井	1階 地区隊長
幼児エリア 山本裕美	消火担当 前村	センター 河本大輔
	避難誘導担当 各担任	通報連絡担当 中山
	安全防護担当 保坂	消火担当 渡辺
	救護担当 平本・鷹野	避難誘導担当 各担当
		安全防護担当 梶原
		救護担当 佐崎
1階 地区隊長	通報連絡担当 横内	2階 地区隊長
乳児エリア 米倉和昭	消火担当 望月・穂山	窪田嘉代子
厨房エリア 望月麻里子	避難誘導担当 各担任	通報連絡担当 河西
	安全防護担当 武川	救護担当 浅原
	救護担当 平本・鷹野	
平常時の任務		警戒宣言発令時・大規模地震警戒宣言発令時・災害警戒宣言発令時の組織編成と任務
通報連絡担当	通報及び館内への連絡	情報収集担当として編成し、テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
消火担当	消火器等による初期消火及び本部隊消火班の誘導	点検担当として編成し、担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導	平常時と同様の編成とし、本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置の操作・負傷者及び逃げ遅れた人の確認・非常口の開放確認・避難障害物の除去	点検担当として編成し、上記の消火担当の任務に同じ。
救護担当	負傷者に対する応急処置	応急措置担当として編成し、危険箇所の補強、整備を行う。
連絡調整係	各担当任務を遂行	保育園閉園時の発令の場合、保育園を拠点とした組織を設置。職員園児その他各方面への連絡調整を行う。